

中古軽自動車等を販売している皆様へ(軽自動車等課税免除について)

令和6年4月2日以降に取得した『商品であって使用しない軽自動車等』について、令和7年度の課税を免除します。

課税免除の対象となる軽自動車等とは、令和7年4月1日現在で次の①～③までの全ての条件を満たすものに限られます。

- ① **令和6年4月2日以降に取得した軽自動車等**(三輪および四輪の軽自動車、軽二輪(125cc超～250cc以下)、二輪の小型自動車(250cc超))であること ※対象となる車両は、使用の本拠の位置(定置場所)が行橋市内のもの
- ② 軽自動車等が商品であり、使用しないものであること
- ③ 申請者は、軽自動車税のほか、すべての市税を滞納していないこと

必要書類

(ア)軽自動車税課税免除申請書

(イ)車検証の写し(電子化された車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し)

(ウ)展示写真(1台につき1枚、ナンバープレートが確認できるもの)

(エ)走行距離メーターの写真

(オ)古物商許可証または質屋許可証の写し

※(ウ)(エ)はA4サイズの下紙に貼り付けて提出してください。A4サイズのカラー印刷用紙でも可。

申請期間

毎年3月1日～4月10日(※土日祝日は除く、4月10日が閉庁日の場合は翌開庁日)

※ 申請期間厳守 期限日を経過しますと課税免除ができなくなりますのでご注意願います。

(課税免除を受けようとする年度の前年度の4月2日以降の取得に係る軽自動車対象となるため)

※ 開庁時間内での受付となります。郵送での受付は行いません。

受付窓口

行橋市役所 税務課 管理係 1階10番窓口

電話番号 0930-25-1111(内線1134・1135)